

# WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



意匠の国際出願（ハーグ制度）を利用したいのですが、中国用と米国用の図面を分けて提出できますか？

## 1. 出願書類は1つ

ハーグ制度において、多くの国を指定したり、多くの意匠を含めたりすると、コストや手続きの簡便さの点で享受できるメリットが大きくなります。しかし、その場合も提出する出願書類は1種類です。指定国ごとに、意匠図面や意匠の説明を変えることはできません。指定国で拒絶される可能性を減らし、メリットを大きくするよう、出願前に確認しておくべき点がいくつかあります。

## 2. 確認事項 加盟国の宣言

加盟国は国内法令に基づく一定の要件をハーグ協定に従い宣言することができます。指定を予定している加盟国の宣言内容を確認し、拒絶をできるだけ回避することが肝要です（加盟国情報はWIPOウェブページの「ハーグ加盟国情報」から取得可能）。宣言の例は以下のとおりです。

### (1) 中国

- ・意匠の単一性の要求（中国は10までの類似意匠または組物の意匠を一出願に含めることができる）
- ・特定の図面を提出（立体意匠について正投影法による六面図）

- ・意匠の特徴を簡潔に記載

### (2) 米国

- ・意匠の単一性の要求
- ・創作者の宣言書を提出
- ・クレームを記載
- ・公表の延期不可

## 3. 確認事項 各種ガイダンス

図面（複製物）の作成方法に関しては、WIPOのハーグウェブページ（<https://www.wipo.int/hague/en/>）にある「複製物の作成方法に関するガイダンス」をご参照ください。意匠の開示方法に関して実体審査国に行ったアンケートの結果を確認できます。

また「国際出願に複数意匠を含む場合のガイダンス」も、同ウェブページで提供されています。

## 4. 検討するポイント

次に、出願意匠と指定国の情報を照らし合わせます。

- ・出願意匠は複数か（複数意匠を含むハーグ出願は、意匠の単一性の要件を求め国において、分割が必要となる場合があります）
- ・指定国の図面に係る要求や推奨を満たすか

- ・指定国の意匠の説明に係る要求を満たすか

・出願人が希望する時期に公表可能か（公表延期可能期間が指定国により異なる場合は、一番早い公表時期に合わせて国際公表されます）

なお、ハーグ出願時に現地代理人は不要ですが、国内段階で国内官庁に対し手続きする場合は、現地代理人を必要とする国がほとんどです。

## 5. 出願方法のパターン

- 以上の検討の結果を踏まえて
- ・1つのハーグ出願にまとめる
  - ・指定国／意匠をグループ分けし、別々のハーグ出願をする（例：単一性を要求する国、公表を延期したい意匠）
  - ・一括で出願可能な指定国／意匠をハーグ出願にまとめ、まとめられない部分は直接出願を組み合わせる
- 等の出願方法について、それぞれのメリットや費用も勘案し、利益が最大になる出願方法をご選択ください。

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先】  
TEL : 03-5532-5030  
e-mail : japan.office@wipo.int  
URL : wipo.int/japan